（銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

第二条　銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「三月二十七日」を削り、「「連結自己資本比率告示」を「「持株自己資本比率告示」に、「、基本的項目」を「、連結普通株式等Ｔｉｅｒ1資本」に、「第五条又は連結自己資本比率告示第五条に定める基本的項目の額をいう。以下この条において同じ。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第六条又は連結自己資本比率告示第六条に定める補完的項目」を「第二条第一号又は持株自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本の額をいう。以下この条において同じ。）、連結その他Ｔｉｅｒ1資本の額（自己資本比率告示第二条第二号又は持株自己資本比率告示第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本の額をいう。以下この条において同じ。）及び連結Ｔｉｅｒ2資本の額（自己資本比率告示第二条第三号又は持株自己資本比率告示第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本の額（自己資本比率告示第二条第三号又は持株自己資本比率告示第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本」に改め、同条第二項中「第一項に定める銀行又は銀行持株会社の関連会社」を「前項に定める銀行又は銀行持株会社の関連法人等」に、「第一項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第十七条に定める基本的項目の額に相当する額（以下「関連会社の基本的項目の額」という。）及び自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額に相当する額（以下「関連会社の補完的項目の額」という。）」を「同項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通株式等Ｔｉｅｒ1資本の額、連結その他Ｔｉｅｒ1資本の額及び連結Ｔｉｅｒ2資本の額の合計額に当該関連法人等の単体普通株式等Ｔｉｅｒ1資本の額（自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本の額をいう。以下この条において同じ。）に相当する額、単体その他Ｔｉｅｒ1資本の額（自己資本比率告示第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本の額をいう。以下この条において同じ。）に相当する額及び単体Ｔｉｅｒ2資本の額（自己資本比率告示第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本の額をいう。以下この条において同じ。）に相当する額」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　前二項の連結普通株式等Ｔｉｅｒ1資本の額及び連結Ｔｉｅｒ2資本の額の算定に当たっては、その他有価証券評価差額金（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項において「連結財務諸表規則」という。）第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、連結Ｔｉｅｒ2資本の額は、連結普通株式等Ｔｉｅｒ1資本の額に連結その他Ｔｉｅｒ1資本の額を加えた額を超えない額とする。

4　前項の規定は、第二項の関連法人等の単体普通株式等Ｔｉｅｒ1資本の額に相当する額、単体その他Ｔｉｅｒ1資本の額に相当する額及び単体Ｔｉｅｒ2資本の額に相当する額の算定について準用する。

第二条第一項中「連結自己資本比率告示」を「持株自己資本比率告示」に改め、同条第二項中「第一項に定める銀行又は銀行持株会社の関連会社」を「前項に定める銀行又は銀行持株会社の関連法人等」に、「第一項にかかわらず当該関連会社」を「同項の規定にかかわらず、当該関連法人等」に、「関連会社の」を「関連法人等の」に改める。

（銀行法施行規則第三十四条の十九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額を定める件の一部改正）

第三条　銀行法施行規則第三十四条の十九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額を定める件（平成二十年金融庁告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

「に適用すべき連結自己資本比率基準（法第五十二条の二十五に規定する基準をいう。）に係る算式に用いる基本的項目」を「の普通株式等Ｔｉｅｒ1資本」に、「）第五条又は」を「。以下「持株自己資本比率告示」という。）第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本の額をいう。）及びその他Ｔｉｅｒ1資本の額（持株自己資本比率告示第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本の額をいう。）の合計額又は持株自己資本比率告示」に改める。

○金融庁告示第十四号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）及び関係法令の規定に基づき、銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第九号）等の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎

（銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部改正）

第一条　銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「銀行持株会社をいう」の下に「。第三条第七号において同じ」を加える。

第二条第一項中「及び次条第七号に掲げる」を「を営む会社のリース業務及び次条第七号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の同条第七号に掲げる」に改め、同条第二項第一号中「、リース会社集団」の下に「及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社」を加え、同項第二号中「の会社」の下に「（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）」を加える。

第三条第七号中「リース業務に」を「リース業務（自己又は自らを子会社とする会社若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に」に、「リース業務を」を「自己がリース業務を営まない場合にあっては、銀行又は銀行持株会社の子会社であるリース業務を営む会社（銀行及び保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）を除く。）の子会社として」に改める。

（長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部改正）

第二条　長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「長期信用銀行持株会社をいう」の下に「。第三条第七号において同じ」を加える。